

地方独立行政法人青森県産業技術センターと独立行政法人海洋研究開発機構
むつ研究所との連携・協力に関する協定書

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「甲」という。）と独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所（以下「乙」という。）は、次のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の両機関が行う研究活動全般における連携及び協力を推進し、青森県産業の振興に貢献するとともに、海洋科学技術の発展に寄与することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 研究交流に関すること。
- (2) 人材交流に関すること。
- (3) 研究施設の相互利用に関すること。
- (4) その他甲及び乙が必要と認めること。

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携・協力の実施に当たり、詳細な取り決めが必要となる場合は、甲及び乙が協議の上、覚書により合意するものとする。

（遵守事項）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を実施するために相手方から提供された秘密情報については、厳にその秘密を維持しなければならない。

（知的財産の取扱）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を実施することにより発生する知的財産の取扱に関する事項について、別途定めるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、双方協議の上、合意が得られたときは、有効期限をさらに1年間更新するものとし、以後も同様の扱いとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関して重大な事項は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名 押印の上、双方各1通を保有する。

平成23年7月12日

青森県黒石市田中82番地9

甲 地方独立行政法人青森県産業技術センター
理事長 唐澤 英年

唐澤 英年



青森県むつ市大字閑根字北閑根690番地
乙 独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所
研究所長 渡邊 修一

渡邊 修一

